

行政機関等匿名加工情報に関する提案募集について

○行政機関等匿名加工情報制度

行政機関等匿名加工情報とは、行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報をいう。

この行政機関等匿名加工情報の利活用について、事業者等から提案があった場合には、審査の上、事業者等に行政機関等匿名加工情報を提供する。

この制度は、個人情報保護法の改正により、令和5年度から新たに導入された。

○行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律第111条の規定に基づいて、本市が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集をするもの。

○実施状況

- ・募集期間: 令和7年1月8日～2月6日
- ・応募業者: 2社
- ・提案対象となった個人情報ファイル
 - <A社> 介護保険給付データ等、国民健康保険システム、特定健康診査・特定保健指導ファイル
 - <B社> 介護保険給付データ等、国民健康保険システム、特定健康診査・特定保健指導ファイル、介護認定受給者台帳、医療費適正化事業ファイル
- ・関係課: 保険年金課、介護保険課